

「第2次胎内市環境基本計画中間見直し版（案）」に対して提出されたご意見及び胎内市の考え方
（令和8年1月17日～同年1月28日意見募集）

該当箇所	提出されたご意見	胎内市の考え方
P12 ・水資源	2022年に「胎内縄文の清水」が新潟の名水に追加選定されたことを追記する。	ご指摘のとおり、令和4年（2022年）に「胎内縄文の清水」が新潟の名水として追加選定されていることから、当該内容については計画本文に追記します。
P16 ・風力発電の導入状況と導入ポテンシャル量	①発電設備について、主な設置場所を追記する。 ②洋上風力発電事業の現況を追記する。	①P16の風力発電について、胎内市及び周辺における風力発電施設の分布図を掲載します。 ②洋上風力発電事業の現況については、P49の現状分析に追記します。
P23～25 前計画の達成指標に対する取組の評価	第2次計画に引き継いだ成果指標にチェックを入れる等で、継続の有無を明確化する。	ご意見を踏まえ、第2次計画に引き継いでいる成果指標がある場合には、一覧表の右側に、該当するページ番号を記載することとし、引継ぎの内容が確認できるよう明確化します。
P23 前計画の達成指標に対する取組の評価 個別目標1 森林整備と植生の保全	「企業の森」「森林ボランティア活動」とは何か、説明が必要（P36関連あり）。	「企業の森」については、本計画の資料編「用語の解説」（ページ：資料-2）において、その内容を説明していますのでご参照ください。用語の解説に掲載されている語句には※を付けておりましたので、企業の森についても※を追記します。 また、「森林ボランティア活動」とは、企業や地域団体などが主体となって行う植樹活動等の森林保全活動であり、一般市民が参加できる取組を指しています。ご意見のとおり、「森林ボランティア活動」という表現のみでは内容が分かりにくいことを踏まえ、計画本文中の表記については、「植樹などの森林ボランティア活動」に修正します。

<p>P28 基本目標2 よどみなく美しい環境を守り育てるまち (2) 10年後の姿</p>	<p>ごみ排出ゼロを目指した資源循環型社会とは何を指すのか、具体の記載が必要。</p>	<p>「ごみ排出ゼロを目指した資源循環型社会」とは、ごみを全く出さないことを意味するものではなく、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進めることで、最終的に処分されるごみの量をできる限り減らす社会を目指すものです。</p> <p>具体的には、分別の徹底や資源回収の推進、食品ロスの削減、リユースの促進など、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組むことを想定しています。「ごみ排出ゼロを目指した」という表現は誤解を招くおそれがあるため、具体的に「ごみの発生抑制、再使用、再生利用が定着した」と修正します。</p>
<p>P35 (2) 市の取組内容 (3) 成果指標</p>	<p>①取組の方針4項目に対応した4個の指標が必要なのでは。 ②取組の方針4項目の担当者（責任者）を明示する。</p>	<p>①取組の方針2については、森林病虫害被害本数という数値で表せる指標を用いて進捗を把握することが可能ですが、海岸地形の保全や海浜植物の保護・利用、自然公園の保全・管理など、対象範囲が広いものや毎年定期的実施するものではない取組の方針については、成果を具体的な数値で示すことが困難であるため、原案のとおりとします。なお、ご指摘のとおり、取組の方針に対応した成果指標を示すことは、方針に基づく具体的な取組内容を明確にするうえで有効であることから、今後の施策や計画の検討にあたって参考にさせていただきます。</p> <p>②ご指摘のとおり、施策を着実に推進していく上で責任の所在を明確にすることは重要であると認識しております。一方で、本計画は市の総合的な環境施策の方向性を示すものであり、個々の取組については、複数の部署が連携して推進するものや、社会情勢や組織体制の変化等に応じて柔軟に対応していく必要があるものも含まれているため、計画本文において特定の担当者を明示することは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、各施策の具体的な推進にあたっては、庁内において役割分担や進行管理を適切に行い、責任を持って取り組んで参ります。</p>

<p>P37 (3) 成果指標 水辺の保全活動 実施団体数</p>	<p>水辺の保全活動実施団体について ①団体名を示す。 ②胎内縄文清水の地域住民を勧誘いただきたい。</p>	<p>①成果指標「水辺の保全活動実施団体数」につきましては、施策の進捗を客観的に把握するための指標であり、特定の団体を評価・紹介するものではないことから、団体数（件数）のみを示しております。一方で、件数のみだと具体的な活動内容が分かりにくいいため、今後、市ホームページ等において、掲載の了承が得られた団体の活動事例を紹介するなど、情報提供の充実に努めてまいります。</p> <p>②市は特定の団体の活動を推奨または勧誘する立場にないことから、直接的な勧誘等を行うことはできません。一方で、環境保全や地域づくりに関心を持つ市民の皆様が、自主的にさまざまな団体や活動に参加されることは重要であると認識しております。今後も、市としては環境施策に関する情報発信や市民参加の機会の提供に努めてまいります。</p>
<p>P43 個別目標7 循環 型地域社会の形 成促進</p>	<p>バイオマスタウン都市宣言の顛末を説明してほしい。</p>	<p>本計画には、バイオマスタウン宣言に関する記載はございません。本見直しは、現行の環境基本計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要な修正を行うことを目的としており、本ご意見は今回募集した趣旨とは直接関係しない内容と考えております。</p> <p>なお、胎内市は平成18年にバイオマスタウン宣言を行っております。同宣言に基づく個別の施策を体系的に実施してきたものではありませんが、関連する取組として、農林水産課において「環境保全型農業直接支払交付金」により、炭の投入など環境保全効果のある農業の取組を支援してきた実績があります。</p> <p>バイオマスの活用は環境保全の観点からも有効であると認識しており、今後も環境施策全体の中で、その促進について検討してまいります。</p>

<p>P47 個別目標9 都市空間の整備 (1) 現状と課題 現状分析</p>	<p>「笹口浜臨海休養広場」がどこを指すのかわからない。市民が分かる施設名で記述すべきである。</p>	<p>ご指摘の「笹口浜臨海休養広場」につきましては、市民の皆様には「笹口浜公園」として親しまれている施設であることは認識しておりますが、正式名称が「笹口浜臨海休養広場」であり、市の公的な計画書等においては正式名称を用いることとしております。</p> <p>また、正式名称には地名が含まれており、施設の所在地を明確に示す観点からも、記載内容の変更は行いません。</p>
<p>P47 個別目標9 都市空間の整備 (3) 成果指標 市民一人当たりの公園面積</p>	<p>成果指標「市民一人当たりの公園面積」の意味を説明する。</p> <p>①公園とはどこか定義する。 ②数値が向上する意義について説明する。</p>	<p>市民一人当たりの公園面積は、環境のゆとりや緑の量を把握するための代表的な指標であり、</p> <p>①市内の都市公園の総面積を人口で除して算出しています。</p> <p>②当市では、都市公園法に基づく目標水準を既に達成していることから、近年は新たな公園整備ではなく、既存公園の維持管理や点検を中心に取り組んでおります。そのため、本指標の数値向上自体に大きな意義を持たせていない状況です。また、公園面積が変わらなくても人口動向により数値が変動することから、指標のあり方については今後検討が必要であると考えております。いただいたご意見につきましては、次回の計画見直し時の参考とさせていただき、今回の計画には反映しないことといたします。</p>
<p>P50 (3) 成果指標 温室効果ガス年間総排出量（市の事務事業）</p>	<p>温室効果ガス年間総排出量（市の事務事業）について、目標値は具体的な数値で示す。</p>	<p>具体的な数値が示されておらず分かりにくいとのことのご意見はごもっともであると認識しております。胎内市地球温暖化防止実行計画に記載している具体的な数値目標を、本計画にも明記するよう修正しました。</p>

<p>P51 個別目標13 国際 的取組への協力 (3) 成果指標 SDGsの認知度 (市民意識調 査)</p>	<p>SDGsの認知度（市民意識調査）について、目標は具 体の数値で示す。</p>	<p>成果指標「SDGsの認知度（市民意識調査）」は、2030年度に実施予定の 市民意識調査において、「SDGsの認知度」の項目が、前回調査（2020年 度：18.9%）を上回ることを目標とするものです。 なお、ご指摘の具体的な行動値を成果指標とする考え方につきましては、 今回は計画に反映しませんが、今後の計画策定・見直しの際の参考とさせ ていただきます。</p>
<p>P53 (3) 成果指標 市とNPO等との 協働事業数（年 間）</p>	<p>市とNPO等との協働事業とは何か。市ホームページ等 の検索先を示す。</p>	<p>市とNPO等との協働事業とは、春から夏にかけて実施するクリーン作戦 等、区長会以外の団体によって行われる事業を指します。クリーン作戦の 実施団体について記載はしませんが、今後、市民団体や事業者と協働で環 境の事業を行う際には、ホームページ等に記載することで活動内容をお伝 えしていきたいと考えております。</p>
<p>P56～61 市民の環境配慮 のすすめ</p>	<p>市民・事業者への個別目標の伝達手段がわからない。</p>	<p>市民・事業者に対し個別目標を伝達する手段として、この環境基本計画を 策定しております。</p>

<p>P62 計画の推進体制</p>	<p>①推進体制の形について、いつ・誰が・何をするかが理解できない。</p> <p>②PDCAは毎年度実施して公表する必要がある。そのために、</p> <p>③計画策定に関与した審議会を推進体制の中核に据えて毎年度に指標を把握すべきではないか。</p>	<p>①本計画の推進体制は、市民・事業者・市がそれぞれの役割で協力し、PDCAサイクルに沿って計画を進めるしくみです。日常的には各施策を実行し、毎年度は環境審議会に進捗や成果を報告・議論し、年次報告を公表します。概ね5年ごとに計画全体を評価し、必要に応じて見直します。</p> <p>②、③ご指摘の「毎年度に全ての指標を把握する」ことは、項目数が多いことや、年度ごとの把握が難しい指標もあるため、現実的ではありません。年次報告としては、毎年度の環境審議会で説明している資料をホームページに公開しており、これをもってPDCAを回していきます。審議会での議論を通じて、必要な改善点を抽出し、次年度の施策に反映します。</p>
------------------------	--	--

○提出ご意見数：1件

※提出ご意見数はご意見提出者数としています。